

<記入例>

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する

5月15日(金)までに提出してください。

2026年 5月 1日

愛知県知事 殿

(郵便番号) 〒 000-0000

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 0000-00-0000

登録番号 1230000000

登録通知書に記載されている「123」から始まる10桁の番号を記入してください。

※水色のセルに入力してください。入力後のセルは無色になります。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

整備 (機器のメンテナンス等を行う場合)

機器のメンテナンスに伴いフロン類を回収した機器の台数と、最終的に回収したフロン類の量。整備等で、フロン類を回収した後に、そのまま全量充填した場合、その分の充填量及び回収量は集計しません。

(例) 冷蔵機器1台を修理の際、10kgのフロンを回収し、作業後10kgのフロンをエアコンに戻した場合、台数は「1台」、充填量及び回収量は「0kg」となります。

設置 (新たに機器を設置した場合)

新たに機器を設置した時にフロン類を充填した機器の台数とその充填量 (機器に当初から封入されていた量は除く。)

Table with columns for (1) エアコンデシヨナー, (2) 冷蔵機器及び冷凍機器, and (3) 合計. Rows include 設置, 設置以外, 整備, 廃棄等, and various recovery metrics.

整備以外 (機器を整備等する場合)

使用中の機器のメンテナンスに伴いフロン類を充填した機器の台数とその充填量。整備等で、フロン類を回収した後に、そのまま全量充填した場合、その分の充填量及び回収量は集計しません。

(例) 冷蔵機器1台を修理の際、10kgのフロンを回収し、作業後10kgのフロンをエアコンに戻した場合、台数は「1台」、充填量及び回収量は「0kg」となります。

廃棄等 (機器を処分する場合)

処分するためにフロン類を回収した機器の台数とその回収量 (処分時にフロン類が回収できなかった場合、台数は「1台」、回収量は「0kg」としてください。)

※フロン類が充填されていないことを確認 (確認証明書を交付) した場合は除く

Table for HCFC with columns for (1) エアコンデシヨナー, (2) 冷蔵機器及び冷凍機器, and (3) 合計. Rows include ⑨ 充填した量, ⑩ 回収した量, ⑪ 年度当初に保管していた量, ⑫ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量, ⑬ フロン類破壊業者に引き渡した量, ⑭ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填した量, ⑮ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量, ⑯ 年度末に保管していた量.

整備等で、フロン類を回収した後に、そのまま全量充填した場合、その分の充填量及び回収量は集計しません。追加充填を行った場合は追加充填量のみを充填量に集計してください。

(例) 冷蔵機器1台を修理の際、10kgのフロンを回収し、作業後10kgのフロンをエアコンに戻し、さらに5kgのフロンを追加充填した場合、台数は「1台」、充填量は「5kg」、回収量は「0kg」となります。

2025(令和7年)4月1日時点の保管量を記入前年度報告書の「年度末に保管していた量」の数値と一致させてください。

備考2に注意し、値に矛盾がないようにしてください。

2026(令和8年)3月31日時点の保管量を記入充填を行うために購入したフロン類の量等は含めないでください。

再生業/破壊業許可と49条認定 (引取業者の認定) を併せて持つ業者へ引き渡した場合は、どの位置づけ (再生/破壊/引取) の業者へ引き渡したものであるか、交付された証明書等により十分に確認し、該当の欄に記入してください。

HFC						
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	5 台	0 台	5 台
	kg	kg	kg	5.0 kg	0.0 kg	5.0 kg
再生業/破壊業許可と49条認定（引取業者の認定）を併せて持つ業者へ引き渡した場合は、どの位置づけ（再生/破壊/引取）の業者へ引き渡したものであるか、交付された証明書等により十分に確認し、該当の欄に記入してください。	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
	台	50 台	5 台	70 台	5 台	120 台
⑧回収した量	kg	32.4 kg	0.0 kg	40.2 kg	0.0 kg	72.6 kg
⑨年度当初に保管していた量					kg	7.5 kg
⑩第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	5.7 kg
⑪フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	65.6 kg
⑫法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑬第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑭年度末に保管していた量					kg	8.8 kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1)エアコンディショナー	(2)冷蔵機器及び冷凍機器	(3)合計
	台	台	0 台

フロン類が充填されていないことを確認（確認証明書を交付）した台数を記入してください。
回収実績の台数ではありません。（交付例：不法投棄から相当の年月が経過し風化が進んだ機器を地方公共団体等が大量に処理するなど、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない場合など）

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
- 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること

値に矛盾がないか確認してください。